

不適合管理委員会報告情報
平成18年3月13日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	・安全上重要な機器等の軽度な故障(技術基準に適合する場合) ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理 など

平成18年3月13日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	1号機	中央制御室換気空調系冷凍機(C-1A)において、油圧スイッチの動作不良によるトリップ事象が認められたため、当該油圧スイッチを点検・修理	
2	2号機	中央制御室換気空調系給気ファン(HVA2-1)出口ダンパ操作器(AO-76-MD-2)の点検時、閉側リミットスイッチの信号ケーブル用フレキシブル電線管に外れが認められたため、電線管を交換	
3	2号機	中央操作室換気空調系給気ファン(HVA2-1)用ヒータ温度調整弁用調節器(MV-76-HVA2-1)の点検時、パイロット部よりエアリーク(微少)が認められたため、当該部を修理	
4	2号機	主復水器細管洗浄装置ボール回収器(A1)において、蓋押え金具のボルト(6本中1本)に破損が認められたため、当該ボルトを交換	
5	2号機	廃棄物処理建屋1階二重扉上部空調ダクトにおいて、風量測定口カバーに破損が認められたため、当該カバーを点検・修理	
6	2号機	水素・酸素注入設備運転中において、当該設備の停止事象が認められたため、原因を調査	
7	2号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器(A)出口サンプリングラインの恒温装置において、電源装置の冷却ファン停止が認められたため、当該装置を点検・修理	
8	3号機	原子炉建屋気水分離器等貯蔵プール内において、気水分離器の移動準備作業時、当該プールと原子炉ウエルとの仕切りゲートの受け架台上に、金属片らしきもの1個を発見・回収したため、調査及び対応検討	3月11日公表済 (PDF 106kB)

その他:

No.	号機等	不適合件名	備考
9	3号機	原子炉建屋トーラスドレンポンプ(B)において、汲み上げ不良が認められたため、当該ポンプを点検・修理	
10	3号機	制御棒駆動機構機能検査実施時、制御棒(14-43)の引抜時間に判定基準外れが認められたため、当該制御棒の引抜時間を調整し再検査	
11	4号機	ドレン移送系油ドレン・スチームドレン排出モニタ記録計(RR-17-365)の点検時、内部駆動モータに異音が認められたため、当該モータを交換	
12	4号機	廃棄物処理系廃液収集ポンプの点検時、負荷側・反負荷側シャフトオイルシール部の全周に摺動傷が認められたため、当該部を修理	
13	4号機	ドライウェル冷却系空調機(HVH-D)冷却水出入口隔離弁(35-240D・241D)において、開側表示用リミットスイッチの不良が認められたため、当該リミットスイッチを点検・調整	
14	5号機	中性子計装系において、局部出力領域モニタ(28-37D)及び平均出力領域モニタに「高」表示の発生が認められたため、局部出力領域モニタ(28-37D)を点検	
15	6号機	残留熱除去ポンプ(B)の電動機点検時、油冷却器の細管(入口)に腐食(2箇所)が認められたため、油冷却器を修理	
16	6号機	非常用ディーゼル発電機(B)所内蒸気及び戻り系凝縮水回収設備凝縮水移送ポンプ(A)の電動機点検時、負荷側及び反負荷側シャフト軸受部の寸法測定値に管理値外れが認められたため、当該部を修理	
17	6号機	残留熱除去海水ポンプ(C)モータ冷却水ストレーナ圧力指示計において、指示不良(指針固着)が認められたため、当該指示計を点検・校正	
18	集中環境施設	雑固体焼却炉設備排ガス分析装置(XT-R15-024)の点検時、SO ₂ 計の指示調整不良が認められたため、当該部を修理	
19	その他	海生物処理設備脱臭炉排ガス温度検出器(TE-Y04-015)の点検時、熱電対に破損が認められたため、当該熱電対を交換	
20	その他	大型乾式貯蔵キャスク(1B)の蓋間圧力測定器(1系統)において、指示不良(ダウンスケール)が認められたため、当該測定器を点検・修理	

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話:0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで